

現行	改正案
<p>2 (略)</p> <p>第5条～第18条 (略)</p>	<p><u>月曜日から金曜日までの5日間の範囲内において正規の勤務時間を割り振るものとする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第5条～第18条 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。